## 随意契約の結果

平成19年9月1日~9月30日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店

業務又は物品購入等契約の名称 及び数量等	契約担当役の氏名及び その所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
住宅情報誌への広告掲載	首都圈支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10		株式会社リクルート 東京都港区東新橋1-9-2汐留住友ビル2 2階	1,680,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、契約相手方が発行する住宅情報誌 に広告を掲載するに際し、同誌の発行元である 契約相手方と契約することが必要であるため、 随意契約を行ったものである。	
フラット35に係る金融機関との共	首都圈支店契約担当役 松下哲也 東京都文京区後楽1丁目4-10		株式会社アルファ・デザイン 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-8-14ホアリー ナビル3階	1,211,490円	会計規程第25条第1項 本業務は、金融機関との共同チラシを作成する に際し、デザインコンペ、見積り合せ等により金 融機関があらかじめ選定した契約相手方と契約 することが必要であるため、随意契約を行ったも のである。	

<sup>(</sup>注1)金額については、消費税等相当額を含む。 (注2)当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。